



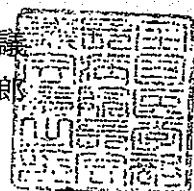
平成 13 年 7 月 30 日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

全国医学部長病院長会議

会長 福田 康一郎



医師の卒後臨床研修必修化に向けての要望

医療従事者の資質の向上を目指して、平成 12 年 12 月、医師法の一部が改正され、診療に従事しようとする医師は 2 年以上の臨床研修を必修とすることが法制度上決定されました。この法律は平成 16 年 4 月から実施されます。また、上記法律に対する臨床研修の指導体制の充実、研修医の身分安定および労働条件の向上に努めることとの付帯決議が、平成 12 年 11 月 30 日に参議院国民福祉委員会で決議されております。

全国の大学医学部・医科大学およびその附属病院は、医学部学生の医学教育を通して、医師の養成とその資質の向上に努めているところであります。さらに、卒後臨床研修に関しても、各大学医学部・医科大学の附属病院を中心とした診療および教育体制の中で、現在約 8 割の卒後臨床研修生を受け入れており、臨床研修の中核的な役割を担っております。

平成 16 年 4 月からの臨床研修必修化を目前に控え、今後も大学医学部・医科大学の附属病院が臨床研修の場として不可欠であることに鑑み、上記付帯決議の完全実施を強く要望するとともに、これに関連する以下の事項が実施されるよう特段の配慮をお願い申し上げます。

要望事項

- 1、 研修医が臨床研修に専念できるようにするために、生活保障のための適正な額の手当が研修医に確実に支給されるよう国が責任を持って財源を確保する。
- 2、 臨床研修の実施体制充実のために、指導体制の確立に不可欠な研修医の指導に要する諸経費についても、国による各大学医学部・医科大学附属病院への十分な助成処置を行う。
- 3、 各大学医学部・医科大学附属病院が他の医療機関と連携・協力して広く研修が行えるように、他の協力医療機関に対しても国による卒後臨床研修に必要な財政上の処置を行う。
- 4、 卒後臨床研修の達成目標などの検討に当たっては、医学教育コア・カリキュラム・教育内容ガイドラインにもとづく卒前医学教育の充実および「臨床実習開始前の学生評価のための共用試験システム」構築の進捗状況を踏まえ、今後内容・期間等の見直しを図ることを明文化する。
- 5、 臨床以外の分野に進む医学部卒業生の立場を考慮し、臨床研修の開始時期、継続期間等については多様性と弾力性のある運用を行いうることを明示する。
- 6、 今後の卒後臨床研修の充実を図るために、大学医学部・医科大学関係者、研修指定病院関係者、関連する行政当局関係者間の実質協議の場を確保し、その意見を卒後臨床研修制度に十分に反映させることを明示する。